

# 災害時健康危機管理支援チーム

(DHEAT)について

厚生労働省健康局健康課  
地域保健室

# 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」①

大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長 通知

科 発 0705 第3号  
医政発 0705 第4号  
健 発 0705 第6号  
薬生発 0705 第1号  
障 発 0705 第2号  
平成29年 7 月 5 日

## 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)等により整備がなされ、救護班(医療チーム)の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところである。

平成28年熊本地震における対応に関して、内閣官房副長官(事務)を座長とする平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」(平成28年7月20日)において、医療チーム、保健師チーム等における情報共有に関する課題が指摘され、今後、「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する」べきこととされた。

こうした点を踏まえ、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

ついては、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしってもらうとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府(防災担当)と調整済みであることを申し添える。

# 「大規模災害時の保健医療活動にかかる体制の整備について」-②

## 記

### 1. 保健医療調整本部の設置等について

#### (1) 設置

**被災都道府県は**、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その**災害対策に係る保健医療活動**(以下単に「保健医療活動」という。)の**総合調整を行うための本部**(以下「保健医療調整本部」という。)を**設置すること**。なお、当該保健医療調整本部の設置については、当該保健医療調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療調整本部の機能を持たせても差支えないこと。

また、これまで救護班(医療チーム)の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部が行い、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うことになるため、派遣調整本部の機能については、保健医療調整本部が担うこととし、派遣調整本部は設置しないこと。

# 「大規模災害時の保健医療活動にかかる体制の整備について」③

## (2) 組織

### ① 構成員

**保健医療調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療調整本部には、本部長を置き、保健医療を主管する部局の長その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。**

### ② 連絡窓口の設置

保健医療調整本部は、保健所、保健医療活動チーム(災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)をいう。以下同じ。)その他の保健医療活動に係る関係機関(以下単に「関係機関」という。)との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

### ③ 本部機能等の強化

**保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づき、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。**

また、保健医療調整本部は、保健医療活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療ニーズ等について、厚生労働省災害対策本部(厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあっては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。)と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

# 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣

応援派遣先(受援側)

応援派遣に関する調整の依頼

被災都道府県

厚生労働省

応援派遣に関する調整

都道府県保健医療調整本部

都道府県内の保健医療活動を総合調整

応援派遣元(支援側)

DHEAT



本部長

医務主管課

保健衛生  
主管課

相互連携

業務主管課

精神保健  
主管課

連絡窓口



災害時健康危機  
管理支援チーム※

●都道府県  
●指定都市

●その他保健所設置市  
●特別区

班又は構成員として  
応援派遣へ参画

医療保健ニーズ等の  
分析結果を把握

保健医療活動チーム(※)

指揮調整機能等が円滑に  
実施されるよう応援派遣

※災害時健康危機管理支援チーム「DHEAT」  
(Disaster Health Emergency Assistance Team)

十分な情報を  
収集・分析

- ① 保健医療活動チームへの指揮・派遣調整等
- ② 保健医療活動チームと情報連携(様式の統一)
- ③ 保健所での情報分析の取りまとめ

保健所

保健所

保健所設置市・特別区  
本庁・保健所

チームを  
適正配置

市町村

市町村

避難所

避難所

避難所

避難所

避難所

避難所

避難所

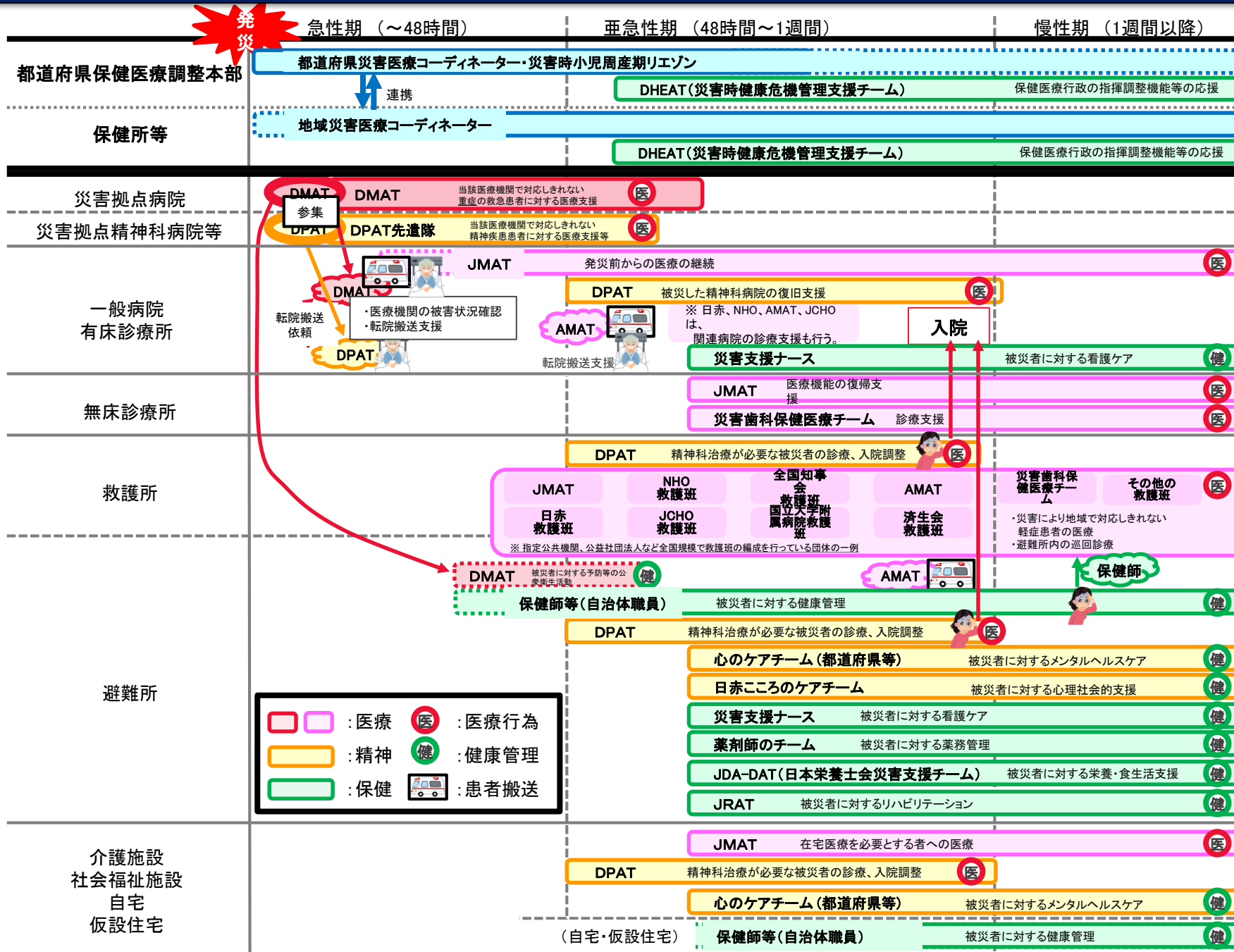
避難所

避難所

避難所

(※) (凡例) : 保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

# 災害時における被災地外からの医療・保健に関わるチームの一例



被災地の既存の医療・保健資源へ順次移行

# 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の 制度化に向けた取組の経過について

## 災害時健康危機管理支援チーム

**D** i s a s t e r

**H** e a l t h

**E** m e r g e n c y

**A** s s i s t a n c e

**T** e a m

# 災害時健康危機管理支援チーム制度化に向けた取組経過

平成 23年3月 東日本大震災



パブリックヘルスフォーラム 等気運の高まり



平成26年1月 全国衛生部長会に災害時保健医療活動標準化検討委員会を設置・検討



平成28年1月 DHEAT制度化に向けた課題を整理し、中間報告及び活動要領(案)を整理  
全国衛生部長会よりDHEAT設置について、厚生労働大臣に提言



28年度より、国による人材育成を先行実施  
災害時保健医療活動標準化検討委員会、厚生労働科学研究費、地域保健総合推進費  
連携して引き続き検討



平成28年4月 熊本地震



平成29年7月5日 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」  
厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知



平成29年11月22日 全国衛生部長会より「災害時健康危機管理支援チーム活動要領(案)」を提言



平成30年3月20日 「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」  
健健発0320第1号 厚生労働省健康局健康課長通知



# 災害時健康危機管理支援チーム活動要領

(平成30年3月作成、全国保健所長会HP等に掲載)

## 1.災害時健康危機管理支援チームの概要

- (1) 活動理念
- (2) 要領の位置付け
- (3) 用語の定義

## 2.DHEATの活動の枠組

- (1) DHEATの活動の基本
- (2) DHEATの編成
- (3) 国及び都道府県等の役割

## 3.平時における対応

- (1) 研修・訓練の実施
- (2) DHEATの応援派遣に関する調整の事前準備

## 4.発災後における対応

- (1) DHEATの応援派遣に関する調整
- (2) 応援派遣先の決定及び応援要請の実施

- (3) 応援派遣元都道府県市及び応援派遣先都道府県等の対応
- (4) DHEATから応援派遣元都道府県市への報告等
- (5) DHEATの活動の引継ぎ
- (6) DHEATの活動の終結

## 5.DHEATの活動内容

- (1) DHEATの任務
- (2) DHEATの構成員による応援の在り方
- (3) DHEATの構成員が応援する被災都道府県等による指揮調整業務
- (4) DHEATの活動の記録

## 6.費用と補償

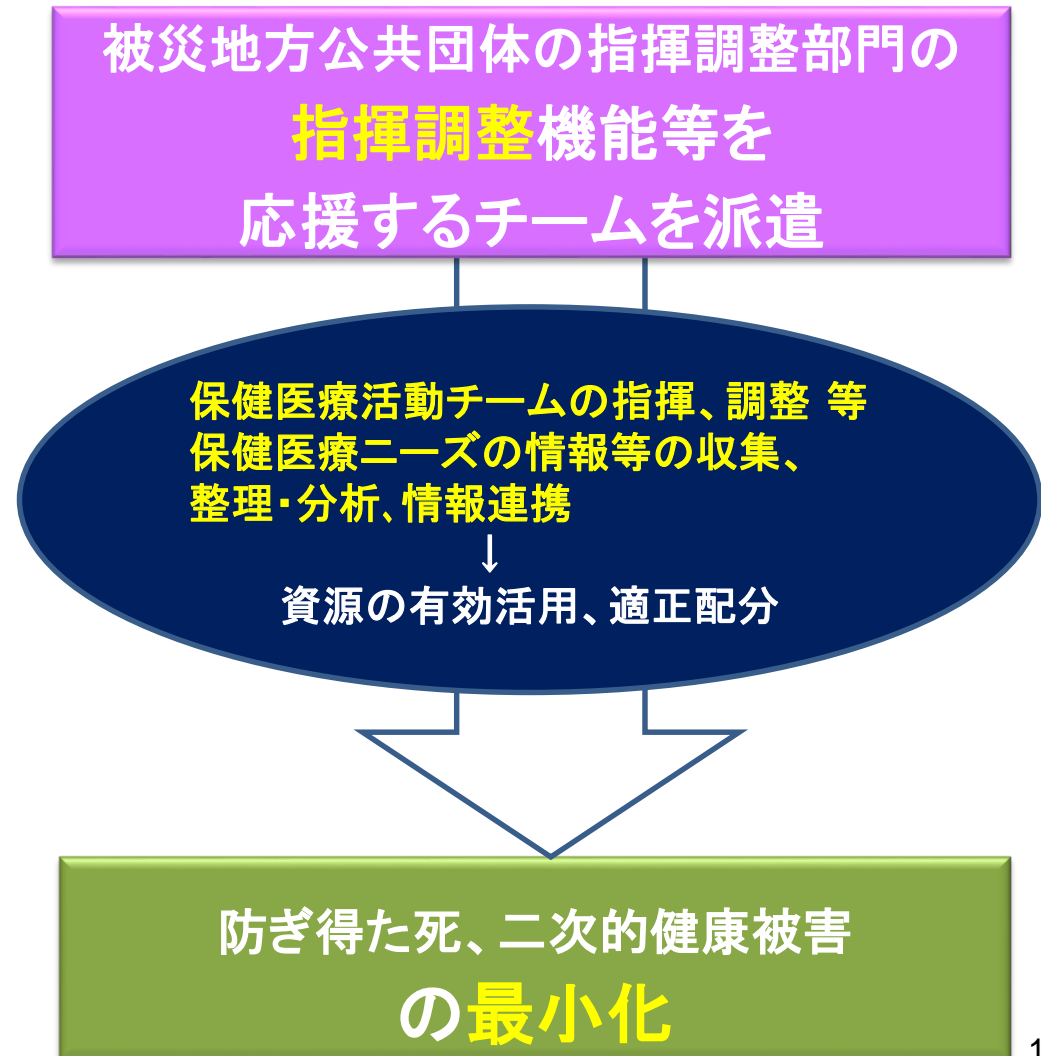
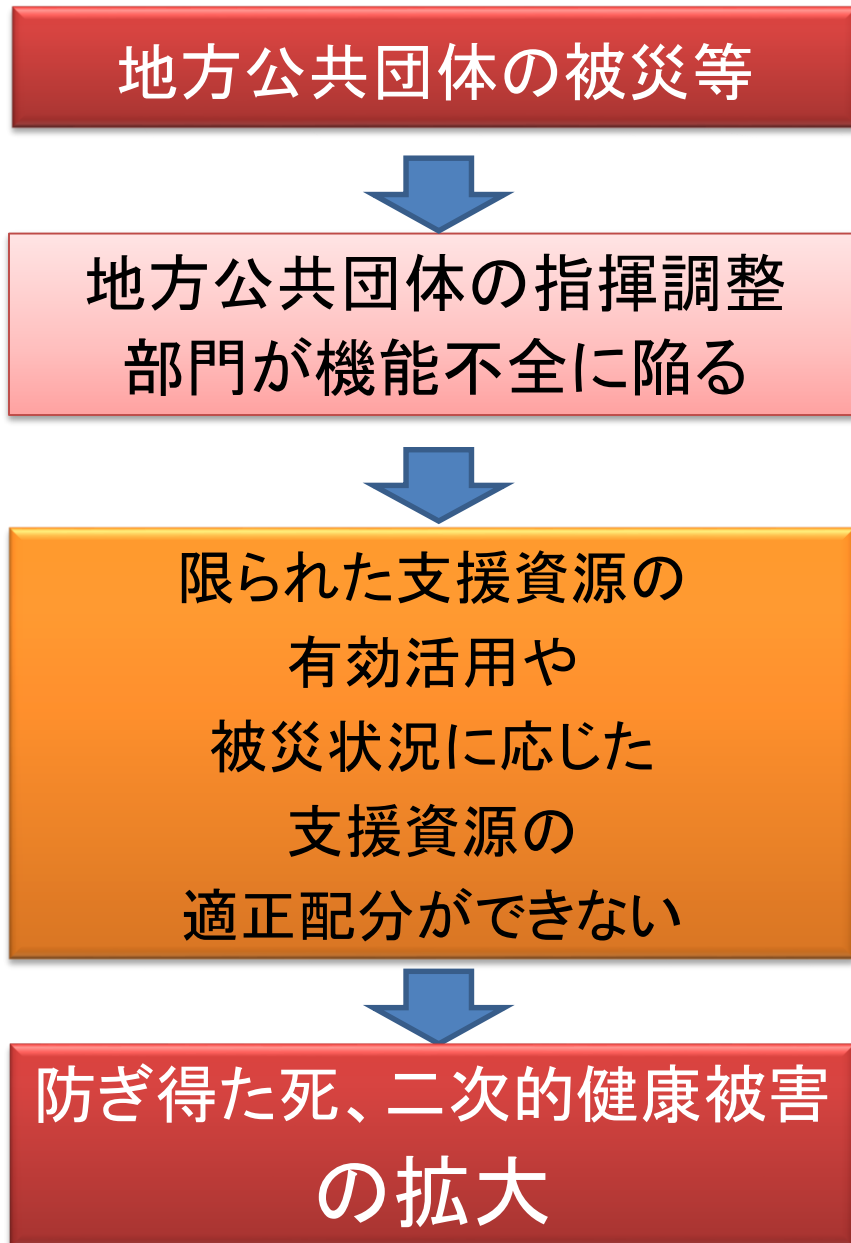
# 1.災害時健康危機管理支援チームの概要

## (1)活動理念

- 豪雨、地震、津波、噴火等によって生ずる災害が発生した場合、**被災地方公共団体の指揮調整部門が混乱**し、限られた支援資源の有効活用や被災状況に応じた支援資源の適正配分ができないため、**健康危機管理対応が困難となる**ことが懸念。
- 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備の推進を目的として、各都道府県の災害対策本部の下に、**保健医療調整本部を設置**するとともに、**保健所において、保健医療活動チームの指揮又は調整等を行う**ほか、**保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行う**こととして、「**大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について**」厚生労働省より**通知を发出**（平成29年7月5日）。
- 被災都道府県の**保健医療調整本部**及び被災都道府県等の**保健所の指揮調整機能等への応援のため**に、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成し、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される。

熊本地震では、地方公共団体が直接被災せず、ライフライン通信が早期に復旧した中でも、同様に指揮調整部門が混乱

# 災害時健康危機管理支援チームの活動理念



## 2.DHEATの活動の枠組

### (1)DHEATの活動の基本

- 災害が発生した際に、
- 被災都道府県以外の都道府県等の職員が被災都道府県に応援派遣され、
- 保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能等を応援。
- 保健所の指揮のもと、所管する市町村に対する保健医療活動の指揮調整機能等を応援。
- 1班あたりの活動期間は1週間以上を標準とする。
- 被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して行動する。



被災**地方公共団体**による災害時の**指揮調整**機能等を応援する

## 2.DHEATの活動の枠組

### (2)DHEATの編成

- 都道府県及び指定都市がその職員により編成。
- 指定都市以外の保健所設置市又は特別区が編成したDHEATの班をチーム編成に追加、又は同職員をDHEAT構成員に追加することができる。
- 専門的な研修・訓練を受けた都道府県等職員の中から1班あたり5名程度で構成。
  - 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職、業務調整員
- 大規模災害において、多くの班が必要なときは、専門的な研修・訓練を受けた職員以外の職員も構成員に加えて応援派遣できる。
- 地域の実情に応じて、都道府県等の職員以外の地方公共団体職員、関連機関の者をDHEAT構成員に加えることができる。  
(ただし、地方公務員としての身分付与が必要)

## 2.DHEATの活動の枠組

### (3) 国及び都道府県等の役割

#### ■ 国

##### [平時]

- DHEATの応援派遣に関する調整を行う体制を整備する
- DHEATの活動に関する研究及び研修を推進する

##### [災害発生時]

- 被災都道府県からDHEAT応援派遣に関する調整の依頼に基づき、調整を実施する
- 都道府県等に対し、被災地方公共団体においてDHEATが実施している活動に係る必要な助言及びその他の応援を行う
- 都道府県等に対し、被災地方公共団体においてDHEATが実施している活動により収集された情報の提供を行う

#### ■ 国立保健医療科学院

- DHEATの養成及び資質向上のための研修・研究の企画立案する
- DHEATの養成等に係る技術的支援、情報提供を行う
- DHEATの活動に係る必要な情報の提供等のため、健康危機管理情報支援ライブラリー(H-CRISIS)の運用・管理を行う
- DHEAT養成研修修了者の受講履歴を管理する

# 2.DHEATの活動の枠組

## (3) 国及び都道府県等の役割

### ■ 都道府県及び指定都市

#### [平時]

- DHEAT構成員の人材育成を図り、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する
- 1か月程度の応援派遣が可能となるよう、平時からの体制を確保し、必要な人材育成に努める
- 保健衛生職員応援調整マニュアル等を作成し、DHEAT編成準備に努める
- DHEAT応援派遣計画(ローテーション表)等の作成に努める

#### [災害発生時]

- DHEAT応援可否の照会に対応し、応援調整又は準備を行う
- DHEATを編成し、応援要請のあった被災都道府県に応援派遣する

### ■ 指定都市以外の保健所設置市及び特別区

#### [平時]

- DHEAT構成員の人材育成を図り、班編成に努める
- DHEAT 構成員の人材育成を図り、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する
- 保健衛生職員応援調整マニュアル等を作成し、DHEAT編成準備に努める
- DHEATの班又は構成員として加わることを検討し、都道府県又は指定都市と協議する

#### [災害発生時]

- 都道府県又は指定都市と連携して必要な応援調整及び準備を行う
- DHEATの班又は構成員を都道府県又は指定都市を通じて被災都道府県に応援派遣する

# 平成31年度における災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)構成員の養成を中心とした人材育成の仕組み

## 災害時健康危機管理支援チーム養成研修(高度編(指導者向け))

- ・地域におけるDHEATの体制整備及び人材養成リーダー等の養成
- ・年2回・2日間
- ・平成31年3月19日 健康課長通知に基づき、国立保健医療科学院が実施

受講

受講

## 災害時健康危機管理支援チーム養成研修企画運営リーダー研修

- ・基礎編(企画運営担当者向け)及び地域における研修等の企画立案・実施(講義・演習の講師及びファシリテーター等)の実務を担うことのできる人材の養成
- ・平成31年3月19日 健康課長通知に基づき、(一財)日本公衆衛生協会が実施

受講

立案  
実施

## 災害時健康危機管理支援チーム養成研修(基礎編(企画運営担当者向け))

- ・DHEAT構成員及び地域における研修等の企画立案・実施(講義・演習の講師及びファシリテーター等)の実務を担うことのできる人材の養成
- ・全国8ブロック開催・1日
- ・平成31年3月19日 健康課長通知に基づき、(一財)日本公衆衛生協会が実施

受講

受講

伝達  
研修

教材  
提供

支援

企画立案・実施

企画立案・実施

協力

全国保健  
所長会

地域保健  
総合推進  
事業

協力

## 都道府県・保健所設置市・特別区

### 【災害対応の基礎的研修・訓練の実施】

- ・法的根拠
- ・危機管理組織の立ち上げ
- ・クロノロの書き方
- ・EMISの入力
- ・アクションカードの作成
- ・避難所運営管理の手法
- ・基礎編の教材を活用した持ち帰り研修
- 等

## 市町村 関係団体

- ・受援体制の基礎

合同研修・訓練

平成28年度から平成30年度における災害時健康危機管理支援チーム養成研修受講者は、引き続き、平成31年度における研修受講や所属自治体における研修等の企画立案・実施等に対応



## 4.発災後における対応

### (4)DHEATから応援派遣元都道府県市への報告等

### (5)DHEATの活動の引継ぎ

### (6)DHEATの活動の終結

#### (4)DHEATから応援派遣元都道府県市への報告等

- ア 構成員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を定期的に報告する。
- イ 業務に必要な資器材の確保その他のロジスティックに関する後方支援が必要になった場合、随時その旨を要請する。

#### (5)DHEATの活動の引継ぎ

- ア DHEAT構成員は、チーム内でDHEATの活動に係る十分な情報の引継ぎを行う。  
班のリーダーは、後続班のリーダーと十分な引継ぎ期間を設けるよう努める。
- イ 引継ぎに当たり応援派遣先都道府県の保健医療調整本部及び応援派遣先都道府県等の保健所並びに応援派遣先都道府県又は市町村の災害対策本部と十分な情報交換を行う。

#### (6)DHEAT 活動の終結

- ア 応援派遣先都道府県は、保健医療調整本部及び保健所の職員により、保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合、厚生労働省並びに応援派遣元都道府県市にDHEATの活動の終結を報告する。
- イ 応援派遣先都道府県の保健所設置市・特別区は、保健所の職員により、保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合は、応援派遣先都道府県にDHEAT活動の終結を報告する。
- イ 応援派遣元都道府県等はDHEAT構成員の心のケアを含めた継続的な健康管理に留意する。

# 5.DHEATの活動内容

## (1)DHEATの任務

DHEATの任務は、

○被災都道府県等が担う

○超急性期から慢性期までの

○「医療対策 及び避難所等における 保健衛生対策 と 生活環境衛生対策 等」に係る

○情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、

○被災都道府県の保健医療調整本部及び保健所を  
応援することである。

主 体

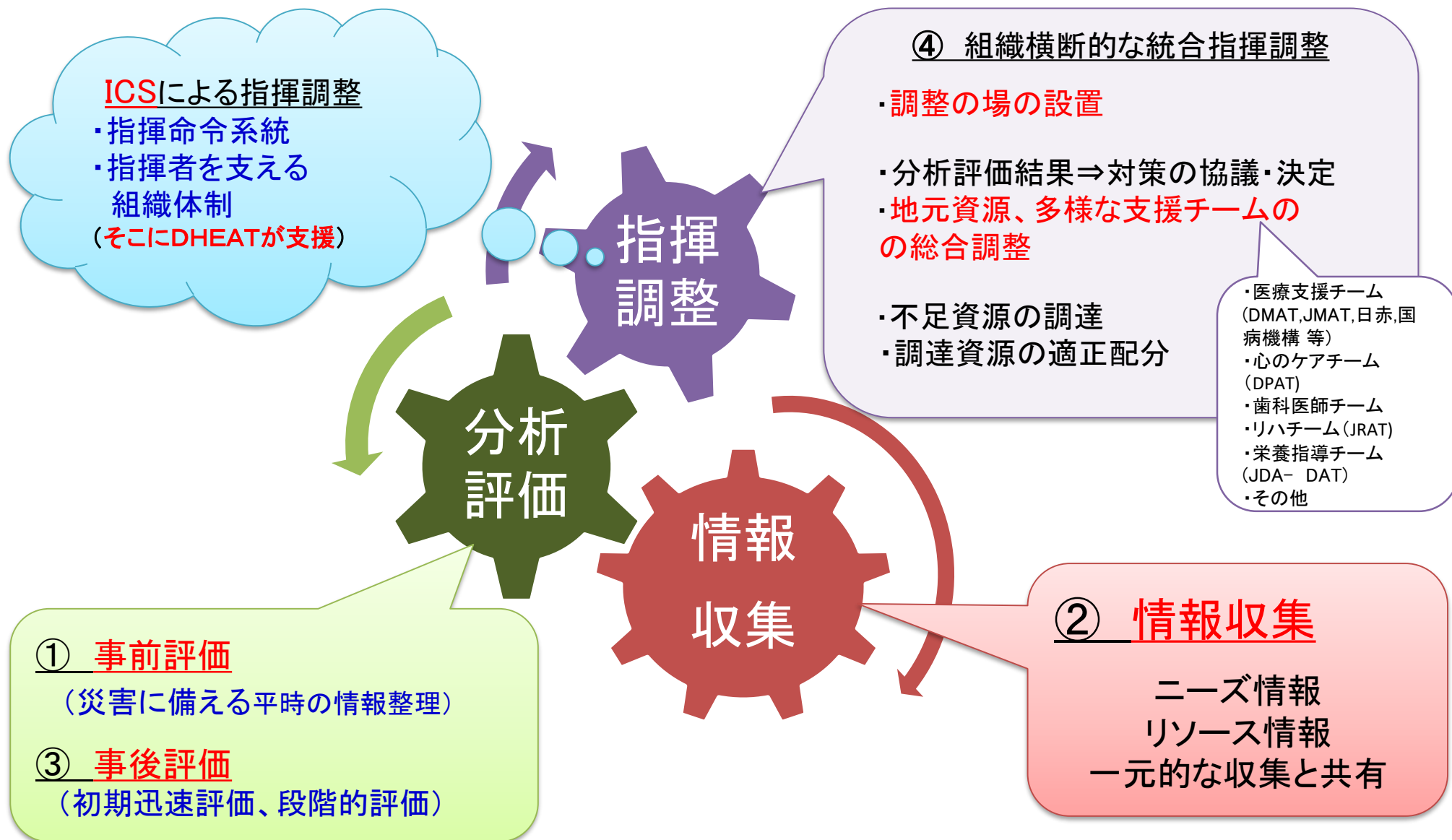
期 間

対 策  
3本柱

役割・機能

目 的

# 保健医療調整本部及び保健所によるマネジメント業務を支援 (被災地方公共団体の危機管理組織の指揮下で、職員とともにマネジメント業務を担う)

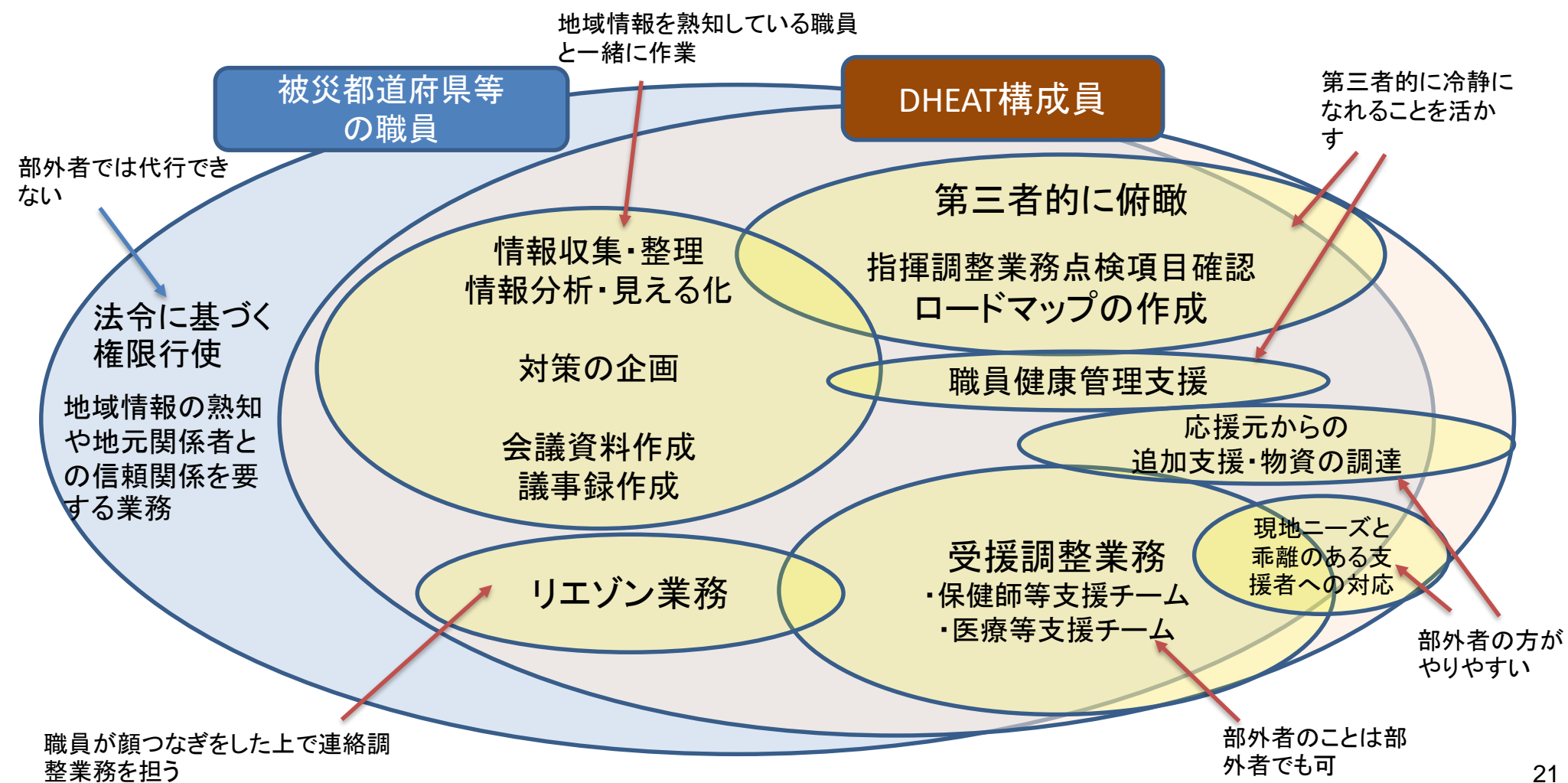




# 5. DHEATの活動内容

## (2) DHEAT構成員による応援の在り方

被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の職員は、法令に基づく権限の行使のほか、地域情報の熟知や地元関係者との信頼関係を要する業務を担い、DHEATの構成員はそれ以外の業務及び第三者性を活かした業務を担うなど、それぞれの特性を活かした業務を担う。



## 5.DHEATの活動内容

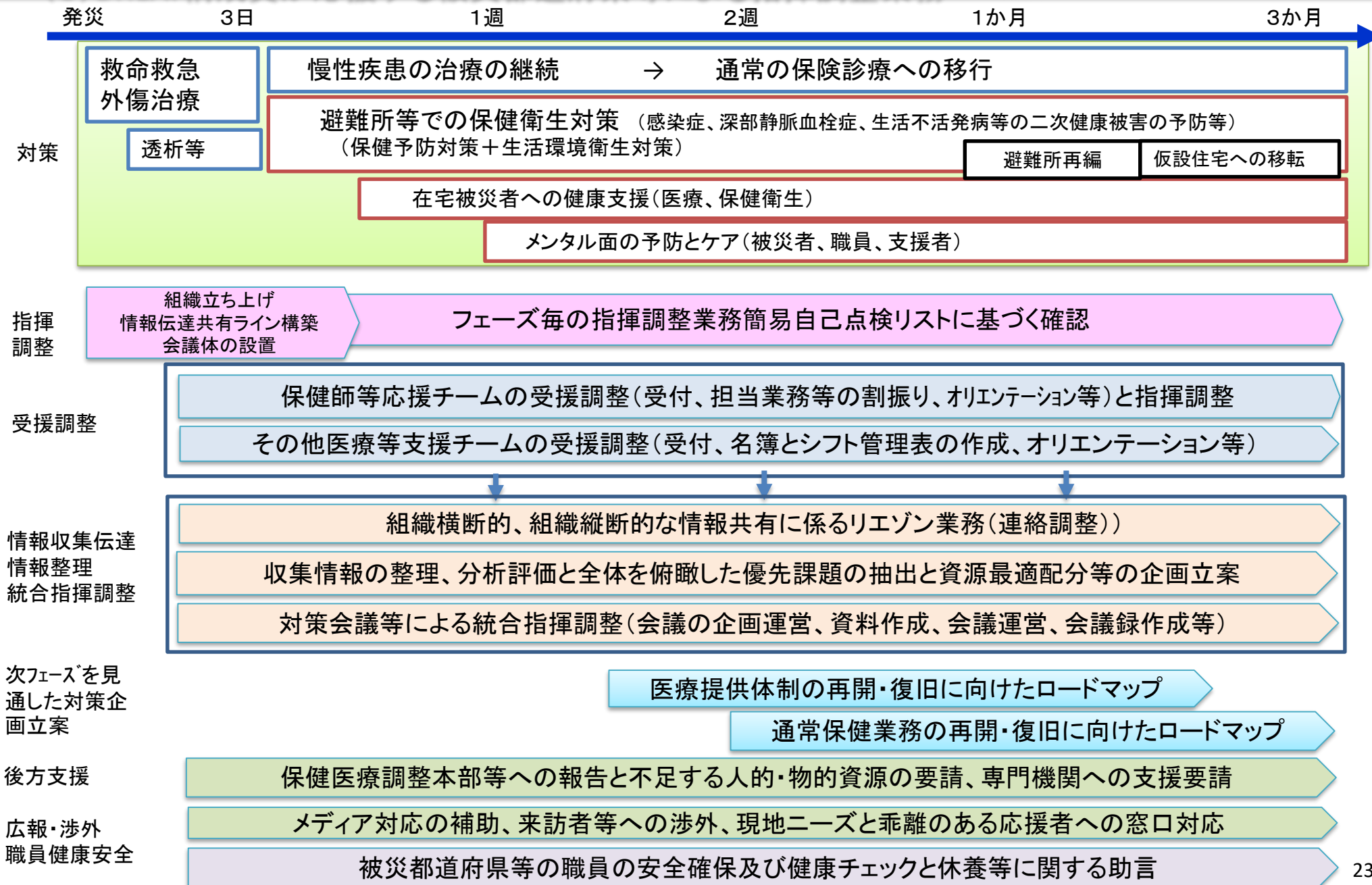
### (3)DHEAT構成員が応援する被災都道府県等による指揮調整業務

DHEATの構成員は、被災都道府県等による以下の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援するが、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。

- ア 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築
- イ 被災情報等の収集及び分析評価、並びに対策の企画立案
- ウ 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整
- エ 保健医療調整本部及び保健所への報告、応援要請及び資源調達
- オ 広報及び渉外業務
- カ 被災都道府県等職員的安全確保並びに健康管理

# 5. DHEATの活動内容

## (3) DHEAT構成員が応援する被災都道府県等による指揮調整業務



# DHEATの応援派遣実績について

## 【平成30年7月豪雨におけるDHEAT派遣について】

岡山県・広島県・愛媛県より、健康危機管理対応をしていくためには他自治体からの応援が必要であると判断したため、応援・派遣調整の依頼があったもの。厚生労働省において調整を行い、16の自治体から御協力をいただいた(7チーム)。

派遣先	活動場所	チーム数	派遣期間	派遣元
岡山県	倉敷市、総社市、高梁市、井原市、矢掛町	2	①7月12日～8月6日 ②7月28日～8月14日	①長崎県、熊本県(※1)【8/6活動終了】 ②和歌山県、大阪府(※2)【8/14活動終了】
広島県	呉市、東広島市、三原市、海田町、坂町、熊野町	4	①7月17日～8月1日 ②7月17日～8月31日 ③7月17日～8月11日 ④7月17日～8月12日	①東京都【8/1活動終了】 ②札幌市、北海道(※3)、三重県、北九州市(※6)【8/31活動終了】 ③愛知県、大分県、熊本市、青森県(※4)【8/11活動終了】 ④千葉県、大阪市(※5)【8/12活動終了】
愛媛県	宇和島市	1	7月22日～27日	徳島県【7/27活動終了】

(※1)長崎県、熊本県の2自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。派遣期間は当初8月17日までであったが、8月6日に変更。

(※2)和歌山県、大阪府の2自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。

(※3、6)札幌市、北海道、三重県、北九州市の4自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。

(※4)愛知県、大分県、熊本市、青森県の4自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。

(※5)千葉県、大阪府の2自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。

## 【令和元年8月の前線に伴う大雨に係るにおけるDHEAT派遣について】

佐賀県よりDHEATの応援派遣について調整の依頼があり、保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能を応援するため、以下のとおり厚生労働省において調整を行い、3の自治体から御協力をいただいた(2チーム)。

派遣先	活動場所	チーム数	派遣期間	派遣元
佐賀県	① 佐賀県庁保健医療調整本部 ② 杵藤保健福祉事務所	2	① 8月31日～9月11日 ② 8月31日～9月11日	① 熊本県 ② 大分県、長崎(※1)

(※1)大分県、長崎県の2自治体が派遣期間中1チームを構成。



- 「応援」より先に「受援」。日頃の訓練により自らの災害対応体制を確立、それが「受援」につながる。
- 災害が発生した際に的確に対応するためには、平時のうちにできることは準備しておくことが必要であり、例えば、保健所や市町村と、関係団体等との間で、日頃から「顔の見える関係」を構築しておくことが必要。
- 災害時における連携体制の構築に御協力をお願いします。